

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害対策組織計画 1. 災害対策組織の設置 2. 市警戒本部及び市災対本部の運営 3. 本部設置時の措置 4. 市災対本部機能の代替	☐ 危機管理部 ☐ 本部総括班 ☐ 本部総務班 ☐ 各支部 ☐ 各班
第2項 職員配備計画 1. 配備体制の確立 2. 職員の動員 3. 職員の服務	☐ 本部対策室 ☐ 人事班 ☐ 各班
第3項 地震・津波時の初動体制・活動 1. 指揮・命令系統 2. 初動活動	☐ 本部対策室 ☐ 各支部 ☐ 各対策部

第1項 災害対策組織計画

1. 災害対策組織の設置

(1) 災害対策組織の設置基準

市長は、市の地域において大規模な地震が発生し又は発生するおそれがある場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「情報連絡本部」及び「宮崎市災害警戒本部」（以下、「市警戒本部」という。）並びに「宮崎市災害対策本部」（以下、「市災対本部」という。）を設置する。

各本部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■災害対策組織の設置基準等

体制	配備区分	基準	活動内容
情報連絡本部	準予備配備	○危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達 ○災害時の応援準備
	予備配備	○危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達 ○市災対本部の設置に備えた連絡体制の確立
災害警戒本部	準警戒配備	○宮崎県に津波注意報が発表された場合 本部は、本部総括班、総務班、電話受付班、各対策部連絡班（建設部のみ）、情報分析班、避難対策班、秘書班、広報班とする。 支部は、沿岸部支部の佐土原、住吉、檉、赤江（本郷）、木花、青島とする。 対策部は、土木班、消防対策部を基本とする。	○災害関連情報の収集・伝達
	警戒配備	○宮崎県に津波警報が発表された場合 ○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達
災害対策本部	非常配備	○宮崎県に大津波警報が発表された場合 ○津波によって局地的被害が発生した場合 ○市長（本部長）が必要と認めた場合	○被害に対する応急活動 ○被災者への救援活動の実施
	特別非常配備	○津波によって、甚大な被害が発生した場合 ○市長（本部長）が必要と認めた場合	○全職員による災害応急活動の実施
○準予備配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課（沿岸部を管轄する）に要請し、関係職員によってとる予備配備に準じる体制とする。			

（２）市警戒本部及び市災対本部の設置場所

市警戒本部及び市災対本部の本部対策室は、本庁舎４階災害対策本部室に設置する。ただし、市警戒本部及び市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は次の順位で設置する。

■市警戒本部及び市災対本部の設置順位

- ①本庁舎４階災害対策本部室
- ②消防局
- ③宮崎市民プラザ

なお、令和８年度に現消防局及び北消防署庁舎の移転を予定していることから、移転後の「②消防局」における市警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、庁舎棟３階の災害対策室（約 154 m²）とし、必要な面積及び設備を整備する。

（３）各本部の設置手順

各本部は、次の手順により設置する。

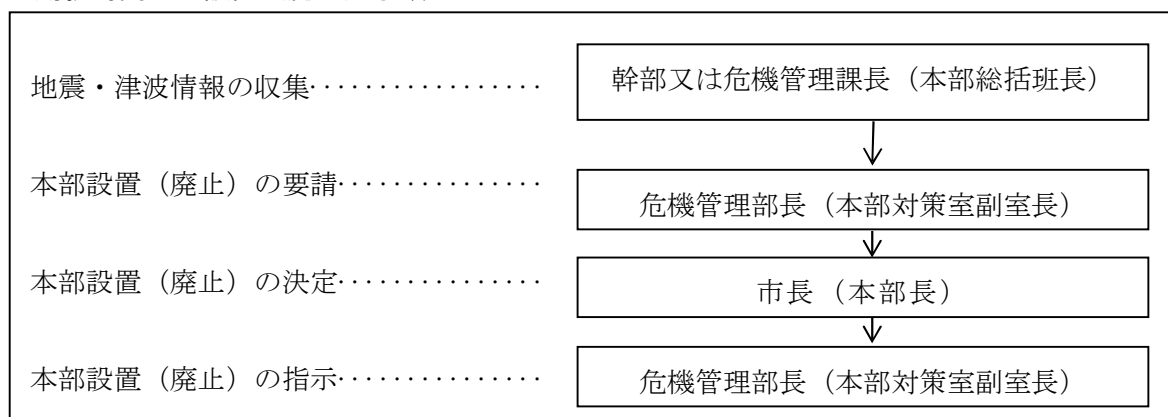
1) 勤務時間内における本部設置の手順

本部の設置は、原則として次の経路で決定する。緊急を要する場合は、防災会議の委任を受けているものとして、会議を招集しなくても本部を設置できる。

■本部設置の流れ（勤務時間内）

- 幹部会に充てられている者（各部長、会計管理者、教育長及び各局長）又は危機管理課長（本部総括班長）は、本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）に対して本部設置を要請する。
- 危機管理部長は、本部設置の要請があった場合又はその他の情報により本部設置が必要と認めた場合は、危機管理課長（本部総括班長）及び警防課長（警防班長）と協議のうえ、市長（本部長）に本部設置を要請する。

■勤務時間内の設置（廃止）手順



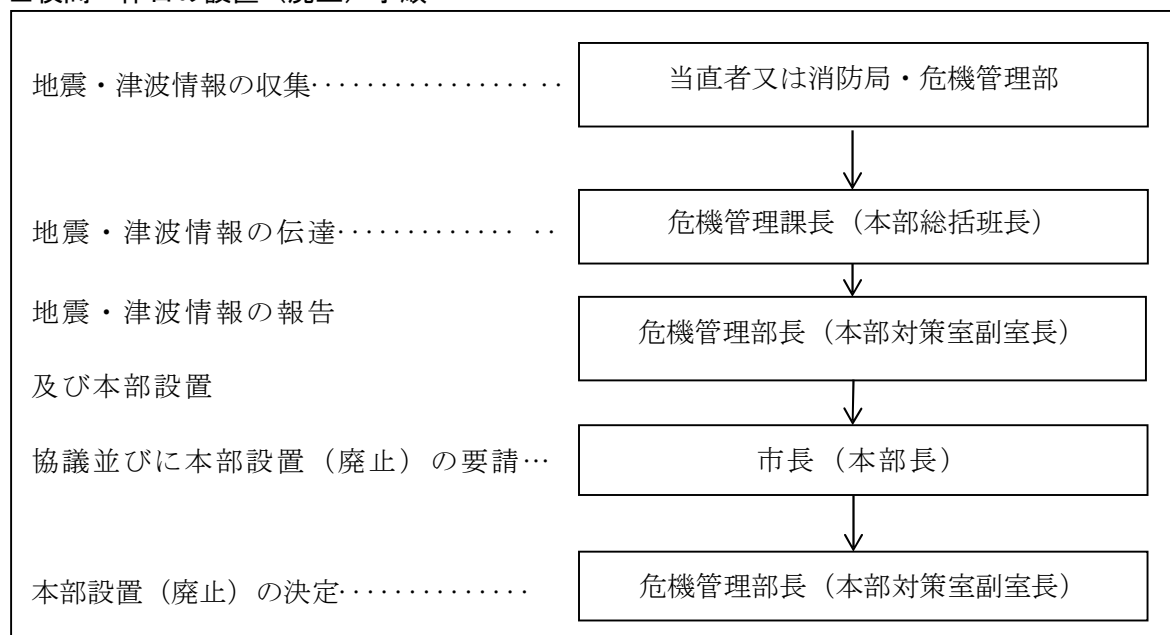
2) 夜間・休日における本部設置の手順

夜間・休日に本部を設置する場合は、次の流れで決定する。なお、連絡がとれない場合は、担当者の判断で本部設置を決定し、連絡がつき次第、事後承諾をとる。

■本部設置の流れ（夜間・休日）

- 当直者又は消防局は、地震・津波情報を入手した場合、危機管理課長（本部総括班長）に連絡をする。
- 危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長（本部対策室副室長）と協議する。
- 本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）は市長（本部長）に対して本部設置を要請する。
- 市長（本部長）は、本部設置の基準等に該当しているとき又は設置の必要があると認められたときは、本部の設置を決定する。

■夜間・休日の設置（廃止）手順



（４）総合支所、支部及び現地における災害対策組織の設置

1) 支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）の設置

各支部長は、本部設置の通知を受けた場合は、直ちに支部を設置する。

ただし、津波による浸水等で木花地域センターに設置できない場合、木花地域センター支部は、木花中学校に設置する。

2) 現地災害対策本部の設置・県災害対策現地合同調整本部における総合調整

本部長は、災害現地に本部設置の必要がある場合は、現地災害対策本部を設置し、人員を派遣する。

（５）県警察及び自衛隊連絡要員の派遣協力要請

本部対策室は、災害による被害が甚大である等により県警察及び自衛隊との円滑な連絡調整を図る必要がある場合は、県警察及び自衛隊に対し連絡員（リエゾン）の派遣協力を要請する。

（６）情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等の廃止基準

本部長は、次の場合は本部を廃止する。なお、災害応急対策から災害復旧・復興支援について継続した対応が必要と認められるときは、市災害対策本部から市災害復旧対策本部へ災害対策業務を移行する（第4章 災害復旧・復興計画を参照）。

■各本部の廃止基準

- 本市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき
- 災害応急対策が概ね完了したとき
- その他、市長が本部を継続する必要がないと認めたとき

（７）各本部の設置又は廃止の通知

本部総括班長は、情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に連絡する。

■本部の設置・廃止の連絡先・手段

連絡先	連絡手段
本部構成員（職員）	庁内放送、携帯メール
各支部	電話、FAX、IP無線、携帯メール
宮崎県危機管理局	電話、防災行政無線
宮崎北、南、高岡警察署	電話、FAX
防災上重要な機関	電話、FAX

2. 市警戒本部及び市災対本部の運営

（1）本部組織の組織

市警戒本部は、市災対本部の組織に準じ、本部対策室、支部、各対策部、各対策班を編成し、運営する。ただし、本部対策室の室長は「危機管理部長」、副室長は「危機管理課長」とする。

（2）市災対本部の組織・運営

市災対本部は、宮崎市災害対策本部条例及び宮崎市災害対策本部運営要領の規定にしたがって運営する。市災対本部の運営概要は、次のとおりである。

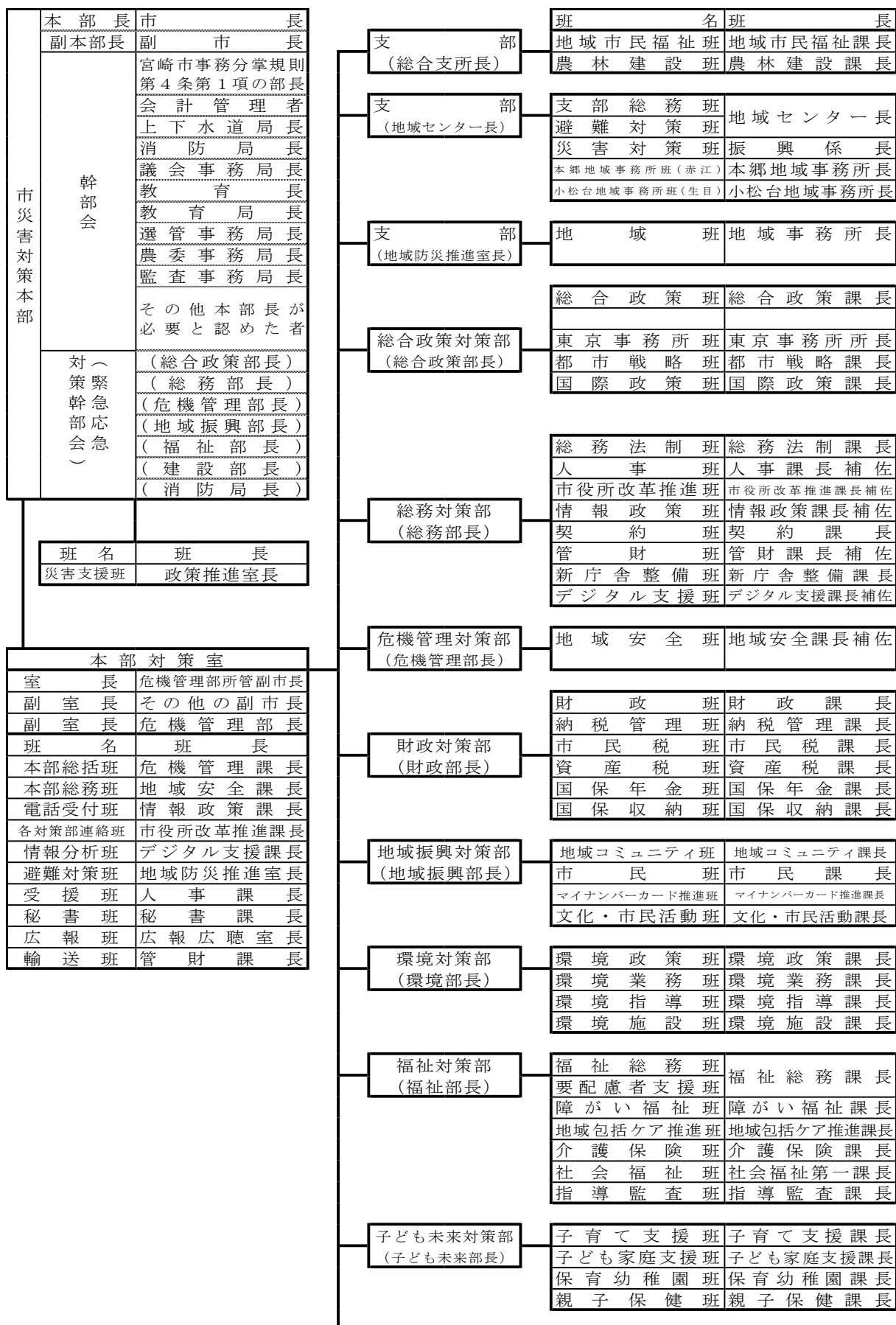
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■市災対本部の運営概要

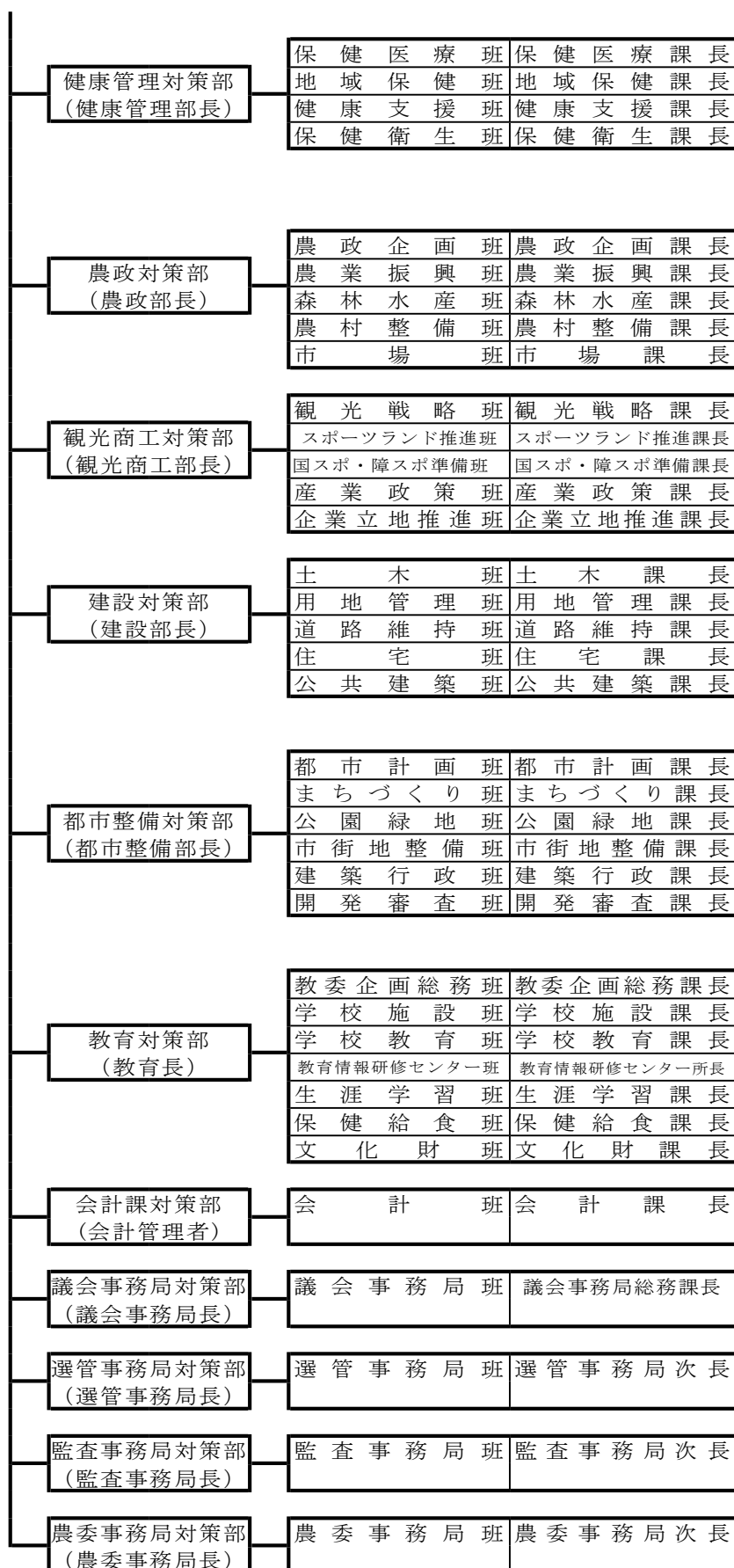
組織等		職務等
本部組織	本部長（市長）	○本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長（副市長）	○本部長に事故あるときは職務を代理する。
	幹部会	○応急対策に関する重要事項を決定する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 宮崎市事務分掌規則第4条第1項の部長、会計管理者 エ 局長等（上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選管事務局長、農委事務局長、監査事務局長） オ その他本部長（市長）が必要と認める者
	緊急応急対策幹部会	○緊急に応急対策を講じる必要があるときに、幹部会に替えて設置する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 部長（総合政策部長、総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長） エ その他本部長（市長）が必要と認める者
本部員	部	○部長を置く。部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名

		したものがその職務を代理する。 ○必要と認める部に副部長を置く。副部長は部長を補佐する。 ○部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	班	○班長を置く。班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。 ○班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。 ○班員はその属する班の事務を処理する。

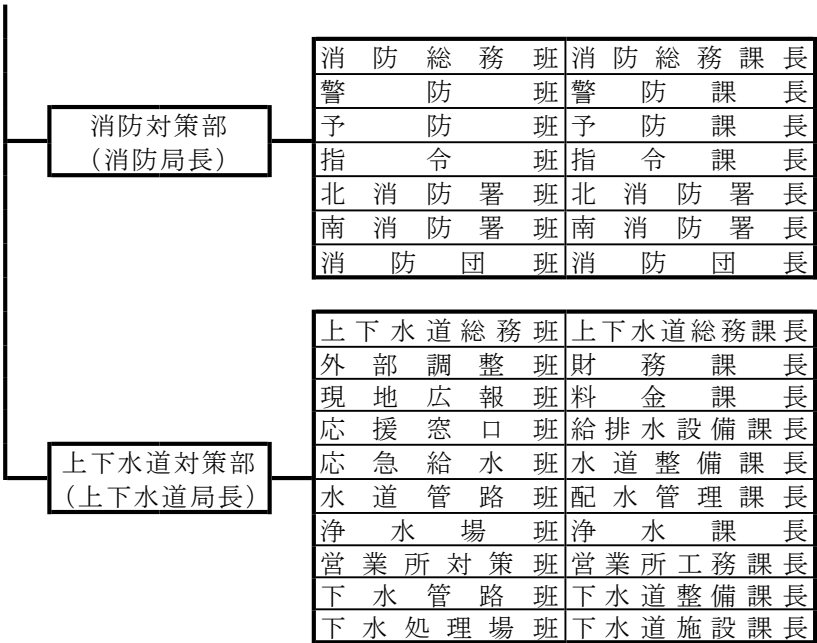
■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (1/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (2/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (3/3)



(3) 市災対本部の分掌事務

各班長は、別に定める「宮崎市災害時配備員名簿」に基づき班員の招集を行う。各班員は、配備された各班長の指揮のもと、その分掌事務を行う。

市災対本部の分掌事務は、次表に示すとおりである。

■分掌事務 (1/14)

部名	班名	分掌事務
本部 対策 室	本部総括班 班長：危機管理課長	1. 災害対策の総括・指示に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会に関すること 3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 4. 関係機関に対する協力要請に関すること 5. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること 7. 罹災証明に関すること
	本部総務班 班長：地域安全課長	1. 部の庶務に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会、その他関係機関との連絡に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害対策活動の記録に関すること 5. 県などへの被害報告に関すること 6. その他他部、他班に属さないこと
	電話受付班 班長：情報政策課長	1. 市民からの電話受付に関すること
	各対策部連絡班 班長：市役所改革推進課長	1. 各対策部及び各支部との連絡調整に関すること 2. 各対策部及び各支部との災害応急対策の伝達、報告、とりまとめに関すること
	情報分析班 班長：デジタル支援課長	1. 気象警報の収集及び伝達に関すること 2. 大淀川洪水予報の収集及び伝達に関すること 3. 気象情報、河川情報等の分析に関すること 4. 災害状況の収集及び伝達に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 関係機関からの問い合わせに関すること 7. 通信、鉄道被害情報の収集に関すること
	避難対策班 班長：地域防災推進室長	1. 各支部の避難対応についての連絡調整に関すること 2. 被災者及び避難者の給食の調達に関すること 3. 生活必需品の調達に関すること 4. 協定に基づく物資調達の要請に関すること
	秘書班 班長：秘書課長	1. 本部長室の設営に関すること 2. 本部長、副本部長の秘書に関すること 3. 本部長、副本部長の災害視察に関すること 4. 視察者及び見舞者の接遇に関すること 5. その他、本部長の特命に関すること

■分掌事務（2/14）

部名	班名	分掌事務
本部 対策 室	広 報 班 班長：広報広聴室長	1. 災害情報、被害状況等の広報に関すること 2. 被害写真の収集に関すること 3. 報道機関に対する災害情報等の発表に関すること 4. 記者会見等の実施に関すること 5. 庁内への情報提供に関すること 6. コミュニティFM、ケーブルテレビ等を活用した災害情報の提供に関すること 7. 市民及び職員への災害情報配信に関すること 8. その他、市民向け情報提供に関すること
	受 援 班 班長：人事課長	1. 本部対策室各班への協力に関すること 以下「市災害時受援計画」発動時 2. 応援状況の全体調整に関すること 3. 人的支援要請内容の集約に関すること
	輸 送 班 班長：管財課長	1. 避難者の車両輸送に関すること 2. 災害用非常物資の運搬に関すること 3. 被災者に対する物資配付に関すること 4. 緊急輸送車両の手続きに関すること 5. 協力協定による輸送車両の確保に関すること 6. 本部対策室各班への協力に関すること 以下「市災害時受援計画」発動時 7. 物的支援要請内容の集約に関すること 8. 開設する地域内輸送拠点の決定に関すること
災害 対策 本部	災 害 支 援 班 班長：政策推進室長	1 被災者支援の総括に関すること 2 災害救助法の適用に関すること 3 国・県等との連絡調整に関すること 4 その他特命事項に関すること
支部 （各総合支所） ④	地 域 市 民 福 祉 班 班長：地域市民福祉課長	1. 支部の庶務に関すること 2. 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保並びに住民への広報に関すること 4. 各班との連絡調整に関すること 5. 所属部員の動員に関すること 6. 消防団との連絡調整に関すること 7. 災害資料の作成及び災害記録に関すること 8. 防災無線の運用に関すること 9. 庁内の非常用の電気及び電話に関すること 10. 指定避難所の開設及び連絡調整に関すること 11. 被災地、指定避難所に必要な救助食糧、物資の調達確保・輸送に関すること 12. 罹災証明に関すること 13. 支部地域の気象情報の収集、連絡及び広報に関すること 14. 各班からの被害状況、災害写真等のとりまとめに関すること

		15. 本部対策室との連絡調整に関する事 16. 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の連絡調整に関する事 17. 管内教育施設（小中学校を除く）の被害調査、被害状況の報告及び災害発生状況の記録に関する事 18. 市民からの要請に関する事 19. 災害救助法に関する事 20. 要配慮者支援に関する事 21. 各班の要請に基づく災害対応業務支援に関する事
--	--	---

■分掌事務 (3/14)

部名	班名	分掌事務
支部（各総合支所）④	地域市民福祉班 班長：地域市民福祉課長	22. 行方不明者の捜索に関する事 23. 人的及び住家等の被害調査に関する事 24. 指定避難所への炊き出しの連絡調整及び食糧品の供与に関する事 25. 生活必需品の供給と配付に関する事 26. その他、他班の所管に属さない事
	農林建設班 班長：農林建設課長	1. 所管施設等の被害状況調査に関する事 2. 農林作物及び家畜の災害対策及び被害調査に関する事 3. 被災農家等への災害融資指導に関する事 4. 農地及び林地等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 5. 湛水防除に関する事（佐土原総合支所） 6. 公園等の被害状況調査に関する事 7. 河川・道路・橋梁・崖崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 8. 準用河川等の水防活動に関する事 9. 交通規制の措置に関する事 10. 障害物除去に関する事 11. 農業用施設（農業用水・排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関する事
支部（各地域センター）⑥	支部総務班 班長：地域センター長	1. 支部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事 4. 本部対策室との連絡調整に関する事 5. 消防団との連絡調整に関する事 6. 行方不明者の捜索に関する事 7. 人的及び住家等の被害調査に関する事 8. 本郷地域事務所への職員派遣に関する事（赤江地域センター） 9. 罹災証明に関する事
	災害対策班 班長：センター長補佐又は、振興係長	1. 災害現地調査に関する事 2. 災害対策の伝達、報告に関する事 3. 農林水産物の災害対策及び被害調査に関する事 4. 農林水産業用施設の災害対策及び被害調査に関する事
	避難対策班 班長：地域センター長、センター長補佐又は、振興係長	1. 管内指定避難所の開設及び安全利用に関する事 2. 避難者の収容保護に関する事 3. 本部対策室避難対策班との連絡調整に関する事 4. 指定避難所の実態把握に関する事 5. 被災者及び避難者の給食の配付に関する事 6. 生活必需品の供給と配付に関する事 7. 被災者への炊き出し及び食糧品の供与に関する事 8. 要配慮者支援に関する事
	本郷地域事務所班 （赤江地域センター支部） 班長：本郷地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事 2. 災害現地調査に関する事 3. 災害対策の伝達、報告に関する事 4. 被災者及び避難者への支援に関する事

■分掌事務（4/14）

部名	班名	分掌事務
	小松台地域事務所班 (生目地域センター支部) 班長：小松台地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事 2. 災害現地調査に関する事 3. 災害対策の伝達、報告に関する事 4. 被災者及び避難者への支援に関する事
支部 (各地域事務所) ⑪	地 域 班 班長：地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事（総務） 2. 本部対策室との連絡調整に関する事（総務） 3. 消防団との連絡調整に関する事（総務） 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事（総務） 5. 災害現地調査に関する事（災害対策） 6. 災害対策の伝達、報告に関する事（災害対策） 7. 管内指定避難所の開設及び実態把握に関する事（避難対策） 8. 被災者及び避難者への支援に関する事（避難対策） 9. 要配慮者支援に関する事（避難対策） 10. 行方不明者の捜索に関する事
総合政策部	総 合 政 策 班 班長：総合政策課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 中央情勢の収集及び伝達に関する事 5. 災害対策要望書等の作成配付に関する事 6. 政府、国会、県等への報告、陳情に関する事 7. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事 8. 市周辺部情勢の収集及び伝達に関する事 9. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事 10. 公共交通機関の被害状況に関する事
対策部	東 京 事 務 所 班 班長：東京事務所長	1. 国会、中央官庁及び駐日外国公館との連絡調整に関する事
	都 市 戦 略 班 班長：都市戦略課長	1. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	国 際 政 策 班 班長：国際政策課長	1. 外国人への情報提供に関する事 2. 外国人住民等への相談窓口の運営に関する事
総務対策部	総 務 法 制 班 班長：総務法制課長	1. 公用令書等の発行に関する事 2. 漂流物及び難破船に関する事 3. 本部対策室への職員派遣に関する事

■分掌事務 (5/14)

部名	班名	分掌事務
総務 対策 部	人 事 班 班長：人事課長補佐	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 災害派遣職員の身分取り扱いに関する事 5. 職員の勤務及び給食に関する事 6. 罹災職員の調査に関する事 7. 避難者の給食の調達に関する事 8. 本部対策室への職員派遣に関する事
	市役所改革推進班 班長：市役所改革推進課長	1. 本部対策室への職員派遣に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	情 報 政 策 班 班長：情報政策課長補佐	1. 情報システム及びネットワークの対策に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 本部対策室広報班への職員派遣に関する事 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関する事
	契 約 班 班長：契約課長	1. 部内各班の応援に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 本部対策室広報班への職員派遣に関する事 4. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事 5. 木花地域センター支部への職員派遣に関する事
	管 財 班 班長：管財課長補佐	1. 庁舎の整備、庁内停電時の対策に関する事 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事
	新 庁 舎 整 備 班 班長：新庁舎整備課長	1. 部内の応援に関する事
	デ ジ タ ル 支 援 班 班長：デジタル支援課長	1. 部内の応援に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事
危機 管理部	地 域 安 全 班 班長：地域安全課長補佐	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関する事 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関する事
財 政 対 策 部	財 政 班 班長：財政課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 災害対策の予算に関する事 5. 義援物資、義援金の管理、取り扱いに関する事
	納 税 管 理 班 班長：納税管理課長	1. 災害による市税の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 赤江地域センター支部（本郷地域事務所班）及び住吉地域センター支部への職員派遣に関する事
	市 民 税 班 班長：市民税課長	1. 災害による市県民税の減免に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事

■分掌事務（6/14）

部名	班名	分掌事務
財政対策部	資産税班 班長：資産税課長	1. 災害による固定資産税の減免に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	国保年金班 班長：国保年金課長	1. 災害による保険税、一部負担金の減免及び一部負担金の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 災害による国民年金保険料の免除に関する事
	国保収納班 班長：国保収納課長	1. 災害による保険税の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事
地域振興対策部	地域コミュニティ班 班長：地域コミュニティ課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 本部対策室への職員派遣に関する事
	市民班 班長：市民課長	1. 人的及び住家等の被害調査に関する事 2. 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に関する事 3. 行方不明者の捜索に関する事
	マイナンバーカード推進班 班長：マイナンバーカード推進課長	1. 部内の応援に関する事
	文化・市民活動班 班長：文化・市民活動課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 3. ボランティア総合窓口の設置運用に関する事 4. 災害ボランティア本部並びにセンターの設置運用に関する事
環境対策部	環境政策班 班長：環境政策課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 災害廃棄物対応の部内の全体調整に関する事 5. 災害廃棄物仮置場の選定及び仮置場集積物の処分に関する事 6. 防疫に関する事 7. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 8. 行方不明者の捜索に関する事 9. 遺体の収容等に関する事 10. 本部対策室への職員派遣に関する事

■分掌事務（7/14）

部名	班名	分掌事務
環境対策部	環境業務班 班長：環境業務課長	1. 被災地におけるごみの収集運搬に関する事 2. 被災地におけるし尿の収集運搬に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 部内の応援に関する事
	環境指導班 班長：環境指導課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 部内の応援に関する事 3. 建築物の災害対策指導に関する事（アスベスト対策に限る） 4. 災害廃棄物仮置場の設置・運営及び仮置場集積物の処分に關する事
	環境施設班 班長：環境施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 部内の応援に関する事 3. 所管施設におけるし尿の処理に関する事 4. 所管施設におけるごみ処理に関する事
福祉対策部	福祉総務班 班長：福祉総務課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査の総括集計に関する事。 6. 災害救助法に関する事 7. 各種団体への災害奉仕協力要請に関する事 8. 本部対策室への職員派遣に関する事
	障がい福祉班 班長：障がい福祉課長	1. 救助物資の調達及び配布に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 災害救助法に関する事 4. 要配慮者支援に関する事 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 6. 各種団体への災害奉仕協力要請に関する事 7. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	地域包括ケア推進班 班長：地域包括ケア推進課長	1. 救助物資の調達及び配付に関する事 2. 要配慮者支援に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関する事 5. 災害救助法に関する事 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 7. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	介護保険班 班長：介護保険課長	1. 救助物資の調達及び配付に関する事 2. 要配慮者支援に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関する事 5. 災害救助法に関する事 6. 災害による介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事 7. 災害による居宅介護サービス等に係る利用料の減免に関する事（災害救助法適用時に限る） 8. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 9. 本部対策室への職員派遣に関する事 10. 要配慮者支援班への職員派遣に関する事

■分掌事務 (8/14)

部名	班名	分掌事務
福祉 対策 部	社会福祉班 班長：社会福祉第一課長	1. 被災被保護世帯等の措置に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	指導監査班 班長：指導監査課長	1. 部内の応援に関すること 2. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること
	要配慮者支援班 班長：福祉総務課長（兼務）	1. 避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約に関すること 2. 福祉避難所の連絡調整に関すること
子ども 未来 対策 部	子育て支援班 班長：子育て支援課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	子ども家庭支援班 班長：子ども家庭支援課長	1. 部内の応援に関すること 2. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 要配慮者（妊産婦）支援に関すること
	保育幼稚園班 班長：保育幼稚園課長	1. 人的及び住家等の被害調査に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 保育所等の閉鎖及び幼児の避難に関すること 4. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	親子保健班 班長：親子保健課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 要配慮者（小慢）支援に関すること 5. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること 6. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
健康 管理 対策 部	保健医療班 班長：保健医療課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 救護所（応急救護所を含む）の設置に関すること 5. 医療救護班の編成及び医療機関との連絡調整に関すること 6. 災害協定に基づく医薬品等の流通備蓄の確保に関すること 7. 医療機関の被害調査に関すること 8. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 9. 保健所各班の連絡調整及び応援に関すること 10. 保健所各班に属しないこと 11. 宮崎市保健医療福祉調整本部の設置に関すること 12. 県保健医療福祉調整本部と本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること

■分掌事務（9/14）

部名	班名	分掌事務
健康 管理 対策 部	地 域 保 健 班 班長：地域保健課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること（活動班の編成に関することを含む） 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. その他保健所各班の応援に関すること
	健 康 支 援 班 班長：健康支援課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること 4. 要配慮者（難病）支援に関すること 5. その他保健所各班の応援に関すること
	保 健 衛 生 班 班長：保健衛生課長	1. 指定避難所の衛生確保（環境政策班・上下水道対策部に関するものを除く）及び食中毒対策に関すること 2. 被災地における食品、生活衛生及び飲用井戸水等の衛生確保に関すること 3. 被災地域における動物の保護に関すること 4. その他保健所各班の応援に関すること
農 政 対 策 部	農 政 企 画 班 班長：農政企画課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 被災農家等への災害融資指導に関すること 5. 農林水産関係被害の総括に関すること
	農 業 振 興 班 班長：農業振興課長	1. 農産物及び家畜の災害対策及び被害調査に関すること 2. 農業施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
	森 林 水 産 班 班長：森林水産課長	1. 林水産物の災害対策及び被害調査に関すること 2. 林水産業施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 流木対策に関すること 5. 在港船舶対策に関すること
	農 村 整 備 班 班長：農村整備課長	1. 農地の災害対策及び被害調査に関すること 2. 農業用施設（農業用排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関すること 3. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	市 場 班 班長：市場課長	1. 所管施設、商品の災害対策及び被害調査に関すること 2. 非常用生鮮食糧品の確保に関すること 3. 部内の応援に関すること

■分掌事務（10/14）

部名	班名	分掌事務
観光商工対策部	観光戦略班 班長：観光戦略課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 観光施設等の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	スポーツランド推進班 班長：スポーツランド推進課長	1. 部内の応援に関する事 2. 所管施設の指定避難所開設に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	国スポ・障スポ準備班 班長：国スポ障スポ準備課長	1. 部内の応援に関する事
	産業政策班 班長：産業政策課長	1. 商工業者の被害調査に関する事 2. 被災商工業者に対する融資指導に関する事 3. 消費生活相談に関する事 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	企業立地推進班 班長：企業立地推進課長	1. 商工業者の被害調査に関する事 2. 被災商工業者に対する融資指導に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事
建設対策部	土木班 班長：土木課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 土木関係被害の総括集計に関する事 5. 堤防、河川、樋門、水門、雨水施設等の災害対策及び被害調査に関する事 6. 本部対策室への職員派遣に関する事
	用地管理班 班長：用地管理課長	1. 水門等の災害対策及び被害調査に関する事 2. 部内の応援に関する事
	道路維持班 班長：道路維持課長	1. 道路等の維持管理及び復旧工事に関する事 2. 道路等の被害調査に関する事 3. 交通規制の措置に関する事 4. 労務及び資機材の調達、管理に関する事 5. 道路上の障害物の除去に関する事
	住宅班 班長：住宅課長	1. 応急仮設住宅建設の決定に関する事 2. 応急仮設住宅建設の入居・管理に関する事 3. 被災者への市営住宅の提供に関する事

公 共 建 築 班 班長：公共建築課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 住宅の応急修理の実施の決定に関する事 3. 応急仮設住宅の建設に関する事 4. 公共施設（建築）関係の障害物の除去に関する事 5. 公共施設（建築）の応急修理の実施に関する事 6. 水門等の災害対策及び被害調査に関する事
------------------------	---

■分掌事務（11/14）

部名	班名	分掌事務
都市整備対策部	都市計画班 班長：都市計画課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 水門等の災害対策に関する事 5. 本部対策室への職員派遣に関する事
	まちづくり班 班長：まちづくり課長	1. 部内の応援に関する事 2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事 3. 水門等の災害対策に関する事
	公園緑地班 班長：公園緑地課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 所管施設の障害物の除去、応急措置に関する事 3. 水門等の災害対策に関する事
	市街地整備班 班長：市街地整備課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 水門等の災害対策に関する事
	建築行政班 班長：建築行政課長	1. 災害復興住宅融資の適用指導に関する事 2. 建築物の災害対策指導及び被害認定再調査に関する事 3. 水門等の災害対策に関する事 4. 被災建築物応急危険度判定に関する事
	開発審査班 班長：開発審査課長	1. 水門等の災害対策に関する事 2. 被災宅地危険度判定に関する事
教育対策部	教委企画総務班 班長：教委企画総務課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事 5. 本部対策室への職員派遣に関する事
	学校施設班 班長：学校施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
	学校教育班 班長：学校教育課長	1. 児童・生徒の避難に関する事 2. 学校の臨時休業等の措置に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 被災児童・生徒の応急教育に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	教育情報研修センター班 班長：教育情報研修センター所長	1. 学校情報機器類の災害対策及び被害調査に関する事 2. 教育情報ネットワークの災害対策及び被害調査に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事
	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1. 災害時における民間団体との連絡調整に関する事 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 所管施設の指定避難所開設に関する事 4. 図書館資料等被害調査に関する事 5. 各種団体への災害奉仕協力要請に関する事 6. 人的及び住家等の被害調査に関する事

■分掌事務（12/14）

部名	班名	分掌事務
	保 健 給 食 班 班長：保健給食課長	1. 災害時の学校給食に関すること 2. 被災者への炊き出しの計画に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること
	文 化 財 班 班長：文化財課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 文化財の災害対策及び被害調査に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 福祉避難所の開設に伴う連絡・調整に関すること
会計課 対策部	会 計 班 班長：会計課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 本部対策室への職員派遣に関すること
議会事務局 対策部	議 会 事 務 局 班 班長：議会事務局総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 議員との連絡調整に関すること 4. 議会災害対策連絡会議に関すること 5. 災害情報及び被害状況の把握に関すること 6. 人的及び住家等の被害調査に関すること
選管事務局 対策部	選 管 事 務 局 班 班長：選管事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること
監査事務局 対策部	監 査 事 務 局 班 班長：監査事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること
農委事務局 対策部	農 委 事 務 局 班 班長：農委事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること

■分掌事務（13/14）

部名	班名	分掌事務
消 防 対 策 部	消 防 総 務 班 班長：消防総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 消防関係機関の協力要請に関すること 4. 消防災害対策の予算に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 本部対策室への職員派遣に関すること 7. 各総合支所・地域センター支部への職員派遣に関すること
	警 防 班 班長：警防課長	1. 部内事務の連絡調整に関すること 2. 災害応急措置に関すること 3. 避難の指示に関すること 4. 被災者の救出、救助に関すること 5. 防災活動の実施状況の掌握に関すること 6. 資材の掌握に関すること 7. 車両、舟艇、機械器具等の整備に関すること 8. 本部対策室への職員派遣に関すること
	予 防 班 班長：予防課長	1. 部に属する情報の総括及び報告に関すること 2. 災害警戒の広報及び指導に関すること 3. 被害状況の調査及び記録に関すること 4. 危険物の保安に関すること 5. 本部対策室への職員派遣に関すること
	指 令 班 班長：指令課長	1. 気象警報の伝達に関すること 2. 水防警報の伝達に関すること 3. 大淀川洪水予報の伝達に関すること 4. 災害情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害の出動指令に関すること 6. 通信の運用及び確保に関すること
	北 消 防 署 班 班長：北消防署長 南 消 防 署 班 班長：南消防署長 消 防 団 班 班長：消防団長	1. 管内における警防活動全般に関すること 2. 避難の指示及び誘導等に関すること 3. 被害状況の収集・伝達・報告等に関すること 4. 行方不明者の捜索及び収容に関すること 5. 人員機材の輸送に関すること 6. 水防倉庫及び水防資機材の確保に関すること 7. 応急給水の応援に関すること 8. 支部における連絡調整員の配置に関すること 9. 支部における消防団員の配置に関すること

■分掌事務 (14/14)

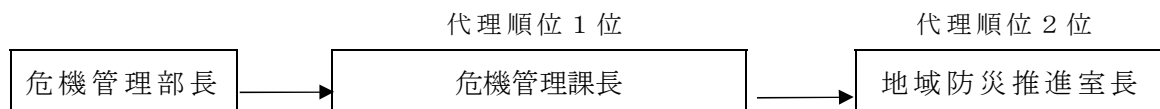
部名	班名	分掌事務
上下水道対策部	上下水道総務班 班長：上下水道総務課長	1. 対策部の庶務に関すること 2. 所属対策部員の招集に関すること 3. 対策部内事務及び国・県との連絡調整に関すること 4. 報道機関の対応に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 上下水道対策本部の設置に関すること 7. 上下水道災害対策用品の調達・保管に関すること 8. 本部対策室への職員派遣に関すること
	管理部 外部調整班 班長：財務課長	1. 応援受入れ計画・庶務に関すること 2. ボランティア受入の庶務に関すること 3. 市民からの問合せ対応に関すること 4. 断水広報に関すること 5. 上下水道災害復旧対策の予算に関すること
	現地広報班 班長：料金課長	1. 断水広報に関すること 2. 市民からの問合せ対応に関すること 3. 部内他班の応援に関すること
	応援窓口班 班長：給排水設備課長	1. 重要施設の状況収集・連絡に関すること 2. 応急給水応援隊の現地調整に関すること 3. ボランティアの現地調整に関すること
	水道部	応急給水班 班長：水道整備課長
		1. 上水道施設の被害状況の収集に関すること 2. 応急給水に関すること 3. 水道部の取りまとめに関すること
		水道管路班 班長：配水管理課長
		1. 配水管による給水手段の確保に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
	浄水場	浄水場班 班長：浄水課長
		1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水質の試験に関すること
	営業所対策班 班長：営業所工務課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内他班の応援に関すること
下水道部	下水管路班 班長：下水道整備課長	1. 下水道施設の被害状況収集に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 下水道部の取りまとめに関すること
	下水処理場班 班長：下水道施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること

(4) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

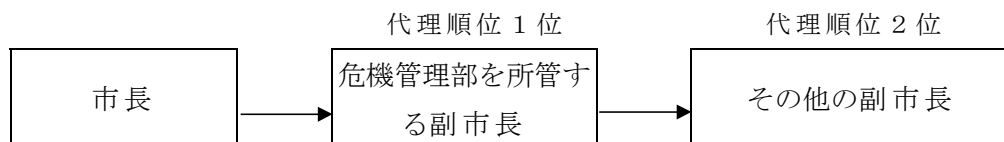
市は、市警戒本部及び市災対本部の設置後、災害応急活動に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

■市警戒本部の場合



■市災害対策本部の場合



4. 市災対本部機能の代替

あらかじめ定められた職員は、激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を実施し、緊急的な市災対本部機能の確保を図る。

第2項 職員配備計画

1. 配備体制の確立

(1) 配備基準等

市は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、各本部等の設置基準、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意し、次の基準等に基づき配備体制を確立する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

■配備体制

体制	配備区分	基準	活動内容
情報連絡本部	準予備配備	○危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達 ○災害時の応援準備
	予備配備	○危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達 ○市災対本部の設置に備えた連絡体制の確立
災害警戒本部	準警戒配備	○宮崎県に津波注意報が発表された場合 本部は、本部総括班、総務班、電話受付班、各対策部連絡班（建設部のみ）、情報分析班、避難対策班、秘書班、広報班とする。 支部は、沿岸部支部の佐土原、住吉、櫛、赤江（本郷）、木花、青島とする。 対策部は、土木班、消防対策部を基本とする。	○災害関連情報の収集・伝達
	警戒配備	○宮崎県に津波警報が発表された場合 ○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めた場合	○災害関連情報の収集・伝達
災害対策本部	非常配備	○宮崎県に大津波警報が発表された場合 ○津波によって局地的被害が発生した場合 ○市長（本部長）が必要と認めた場合	○被害に対する応急活動 ○被災者への救援活動の実施
	特別非常配備	○津波によって、甚大な被害が発生した場合 ○市長（本部長）が必要と認めた場合	○全職員による災害応急活動の実施
○準予備配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課（沿岸部を管轄する）に要請し、関係職員によってとる予備配備に準じる体制とする。			

（２）配備体制の決定

配備体制は、次の方法により決定する。なお、夜間・休日の場合は、消防対策部が情報を収集し、本部総括班長に連絡したうえで次の方法により決定する。

■配備体制の決定

配備区分	決定者	代理決定者	備考
準予備配備 又は 予備配備	○危機管理課長（本部総括班長）	○支部（地域センター）災害対策班長、支部（総合支所）地域市民福祉班長、支部（地域事務所）地域班長（地域内の状況から必要性を認めた場合は、危機管理課長と協議を行い、当該体制をとることができる）	○ただし、連絡をとるとまがないときは、当該体制をとった後に、危機管理課長（本部総括班長）に事後報告を行う
準警戒配備 又は 警戒配備	○危機管理部長（本部対策室副室長）又は危機管理課	○各支部長（地域内の状況から判断し、当該体制を危機管理部長又は危機管理課	

配備区分	決定者	代理決定者	備考
	長（本部総括班長）	長に求めることができる）	
非常配備 又は 特別非常 配備	○市長 （危機管理部長又は危機管理課長の助言のもと）		○ただし、連絡をとるとまがないときは、危機管理部長又は危機管理課長が判断する

2. 職員の動員

（1）動員の方法

1) 勤務時間内

勤務時間内の動員の方法は次のとおりとする。なお、本部総括班長は、職員招集メール等にて全職員に対し、本部設置と配備体制を伝達する。

■動員の流れ（勤務時間内）

- 危機管理部長（本部対策室副室長）は、地震・津波情報をもとに危機管理課長（本部総括班長）と協議のうえ、とるべき配備体制を決定し、市長、副市長へ報告する。
- 本部総括班長は、職員招集メールを活用するなどして、職員の配備を指示する。

2) 勤務時間外（夜間及び休日）

勤務時間外（夜間及び休日）の動員の方法は次のとおりとする。なお、各部は、休日・夜間の連絡方法をあらかじめ決めておく。

■動員の流れ（勤務時間外）

- 危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長へ情報伝達し、危機管理部長は、情報をもとに危機管理課長（本部総括班長）と協議のうえ、とるべき配備体制を決定し、市長、副市長へ報告する。
- 本部総括班長は、職員招集メールを活用するなどして、職員の配備を指示する。

（2）自主参集基準

本項目については【地震災害対策編 第3章 第1節 第2項職員配備計画】を参照する。

（3）職員配備報告

各班は、所定様式の「職員配備記録簿」に職員配備状況をまとめ、本部総務班に提出する。
人事班は、「職員動員記録簿」を整理し、本部長に報告する。

資料編/6.様式/【活動体制】職員動員記録簿

（4）各部等への職員配備

市災对本部の各部長等は、災害対策活動にあたり、班員が不足し、他の部からの職員派遣が必要な場合は、本部総括班長に文書で要請をしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後に提出することができる。

なお、災害対応業務は、他の業務に優先して行われるため、本部総括班長から職員派遣の要請を受けた各部長等は、これに応じなければならない。

(5) 動員人員

- 1) 配備体制別の動員人員は、「災害時配備職員名簿」に示すとおりとする。ただし、各班長は各部長及び本部総括班長と協議し、災害の種別、規模等に応じて動員人員を増減することができる。
- 2) 各班では、あらかじめ配備体制別に配備する要員の氏名・電話番号を明記した配備体制要員表を作成しておく。

(6) 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとる。

(7) 職員安否確認

職員招集メールへの回答などによって職員の状況把握を行うものとする。

1) 勤務時間内

- ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
- イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。
- ウ 特に、被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。
- エ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

2) 勤務時間外

- ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
- イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。
- ウ 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

3. 職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守する。

■職員の服務基準

災害発生時等の非常事態の際には、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、全力で職務を遂行することとし、以下の点に留意する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○災害対応業務は、すべての業務に優先して行われるため、全職員が本部員であるとの自覚を持ち、配備についていない場合でも常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。○不急の行事、会議、出張等を中止し待機する。○正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。○勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。○自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。 |
|--|

第3項 地震・津波時の初動体制・活動

勤務時間外（夜間・休日）に地震・津波が発生した場合は、全職員が動員されるまでに時間を要し、迅速に本部の体制を確立することは困難である。そこで、次のように所掌事務を定め、各部署で優先順位の高いものから対応する。

1. 指揮・命令系統

指揮命令系統は、次のとおりとする。

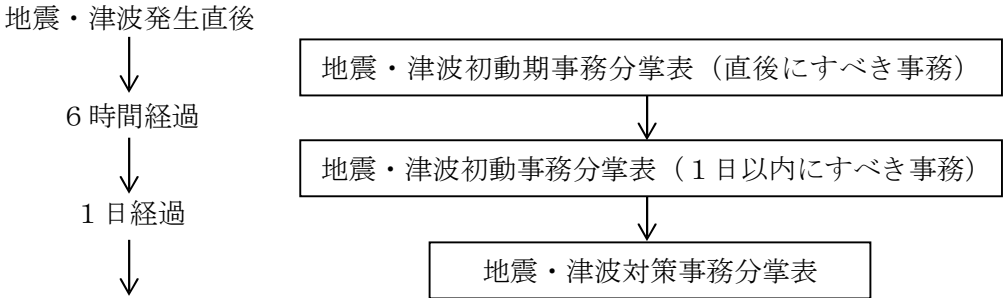
■指揮命令系統

勤務時間内	部長又は班長（通常の指揮系統）
勤務時間外	本部総括班又は各部内上位者

2. 初動活動

各部は、地震・津波発生直後から1日程度は「地震・津波初動期事務分掌表」に基づき、直後～6時間にすべき事務分掌、6時間～1日以内にすべき事務分掌の2段階で行う。参集職員が十分な数になった時点で、「地震・津波対策分掌事務表」に移行する。これらの切り替えは、各部長の判断で行う。

■初動対応の流れ



■地震・津波初動期事務分掌表（1/2）

部名		直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
本部 対策 室		1. 災对本部の設置に関すること 2. 市内の被害情報の収集に関すること 3. 県、その他の防災関係機関からの地震情報・津波情報の収集及び伝達に関すること 4. 本部各部、各支部との連絡調整に関すること	1. 自衛隊の受入れ準備に関すること
	総合支所	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
	支 部 地域センター	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
	地域事務所	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
対策部	総合政策	1. 本部対策室との連絡調整に関すること	1. 市民への広報活動に関すること 2. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 3. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
総務 対策 部		1. 重要書類の保管・搬出に関すること 2. 庁舎内の被害調査及び応急措置に関すること 3. 担当地区の被害調査に関すること	1. 職員への給食に関すること 2. 車両の確保に関すること 3. 燃料の確保に関すること 4. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 5. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
	財政	1. 担当地区の被害調査に関すること	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
対策部	地域振興	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 担当地区の被害調査に関すること 3. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること	1. 応急食糧の確保、炊き出し用燃料資機材の確保に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること
環境 対策 部		1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関すること 2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関すること 3. 担当地区の被害調査に関すること 4. 要配慮者の対応に関すること	1. 遺体の収容等に関すること 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関すること 3. 要配慮者の対応に関すること 4. 災害廃棄物の収集運搬や仮置場など災害廃棄物処理実行計画に関すること

■地震・津波初動期事務分掌表（2/2）

部名	直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
子ども健康福祉管理対策部	1. 保育所・幼稚園の避難及び応急措置に関する事 2. 担当地区の被害調査に関する事 3. 医師会・医療機関への連絡に関する事 4. 宮崎市保健医療福祉調整本部の設置に関する事 5. 救護所開設に関する事	1. 生活必需品等の確保に関する事 2. 救援物資の受入れ準備に関する事 3. 医薬品・資機材の確保に関する事 4. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事 5. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事 6. 救護所における救護活動及び救護活動に係る医療機関との連絡調整に関する事 7. 要配慮者支援に関する事
農政対策部	1. 港湾施設、船舶等に対する津波からの避難連絡に関する事 2. 貯木場への津波避難の連絡に関する事 3. 港湾施設等の被害調査に関する事 4. 農業用施設の被害調査及び応急措置に関する事 5. 農林水産業施設の被害調査及び応急措置に関する事 6. 応急食糧の調達に関する事	1. 港湾施設等の被害調査に関する事 2. 海上輸送の準備に関する事
観光商工対策部	1. 観光施設等の被害調査に関する事 2. 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事	
建設対策部	1. 堤防、河川、樋門、水門、潜水、橋等土木施設の点検に関する事 2. 交通規制に関する事	1. 緊急輸送路の確保に関する事
都市整備対策部	1. 一時避難場所となる公園の点検に関する事 2. 一時避難場所となる公園の確保に関する事 3. 被災建物の危険度判定に関する事 4. 宅地被害調査に関する事 5. 所管施設の被害調査及び応急措置に関する事	1. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事 2. 被災建築物の災害対策・指導に関する事 3. 被災建物の危険度判定に関する事 4. 宅地被害調査に関する事
教育対策部	1. 児童・生徒の避難誘導に関する事 2. 担当地区の被害調査に関する事	1. 担当地区の指定避難所の開設、避難者の把握に関する事 2. 避難者への備蓄食糧の配付に関する事 3. 緊急物資の受入れ準備に関する事
議会対策事務局	1. 重要書類の保管・搬出に関する事 2. 本部対策室との連絡調整に関する事 3. 議会災害対策連絡会議に関する事 4. 各部の応援に関する事	
消防対策部	1. 消防計画による	
上下水道対策部	1. 水道施設の被害調査及び応急措置に関する事 2. 下水道施設の被害調査及び応急措置に関する事	1. 応急給水に関する事 2. 給水用資機材の確保に関する事 3. 工業用水道施設の被害調査及び応急措置に関する事

第2節 水防計画

第1項 水防計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第3節 第1項水防計画】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、次の対策を講じる。

特に、大津波警報等発表時や津波襲来時における水門等の操作については、「対応指針」や「操作要領」に基づき津波発生時における水門等を操作する者の安全を確実に確保し、津波が到達するまでに迅速・確実に水門等の閉鎖を行う。

ただし、水門等の閉鎖により、内水被害などが発生するおそれのある場合は、状況に応じた操作を実施する。

■円滑な避難の確保等のために講じる措置

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 津波からの避難誘導
- 土嚢等による応急浸水対策
- 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 救助・救急
- 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 水防活動に従事する者の安全の確保
- 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- 水防資機材の点検、整備、配備

第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害情報の収集・伝達 1. 津波警報等・津波情報・津波予報の発表 2. 津波情報の収集・伝達 3. 職員参集時の災害情報の収集・報告	☐ 本部総務班 ☐ 情報分析班 ☐ 消防対策部 ☐ 各対策部連絡班 ☐ 電話受付班 ☐ 建設対策部 ☐ 都市整備対策部 ☐ 農政対策部 ☐ 各支部 ☐ 各班
第2項 被害状況の調査・伝達	☐ 本部総務班 ☐ 情報分析班 ☐ 各対策部連絡班 ☐ 各支部 ☐ 各班
第3項 被害情報の報告	☐ 本部総務班 ☐ 情報分析班 ☐ 各班
第4項 通信手段の確保	☐ 本部総括班 ☐ 各班 ☐ 西日本電信電話(株)

第1項 災害情報の収集・伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第1節 第1項気象情報等の収集・伝達】、【風水害対策編 第3章 第4節 第1項災害情報の収集・伝達】を参照する。

ただし、地震・津波災害を考慮し、次の対策を講じる。

1. 津波警報等・津波情報・津波予報の発表

気象庁は、日本の沿岸を66の津波予報区に分け、津波警報等を発表する。

宮崎県沿岸は津波予報区「宮崎県」として発表され、宮崎地方気象台を経由し県、関係機関、市町村、住民へと伝達される。

■津波予報区

津波予報区	区域
宮崎県	宮崎県

(1) 津波警報等・津波情報・津波予報の発表・解除とその基準

宮崎県の警報、注意報の発表及び解除と津波予報の発表は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。気象庁は、気象業務法に基づき、津波警報等・津波情報・津波予報の発表及び解除を行う。津波警報等・津波情報・津波予報の種類及び発表基準等は次のとおりである。

■津波警報等・津波情報・津波予報の種類及び発表基準等

種類	発表基準
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m超え、3m以下の場合
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
津波情報	津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合

(2) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

■津波の高さの発表の考え方

- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
- ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がった

	のおそれがある 場合		て、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険 なので行わない。 注意報が解除されるま で海に入ったり海岸に 近付いたりしない。
※大津波警報を特別警報に位置付けている。 (注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 津波警報等の留意事項等 ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。			

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

■津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに 関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ (発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波 到達予想時刻に関する 情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する 情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される 沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する

時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難し

いため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※実際に観測される津波の高さと到達時刻は、気象庁がシミュレーション結果に基づき発表する津波の高さの予想と到達予想時刻とは異なる場合がある。

気象庁は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。一方、シミュレーションの場合はあくまで目安であるため、実際の自然現象は計算通りとなるとは限らない。

このことから、気象庁の到達予想時刻は安全サイドに立ったものであることに留意しつつ、あらゆることを想定して安全確保の手段を講じたうえで水防活動等の対応をとることと記載する。

（４）津波予報

気象庁は、津波発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

■津波予報の発表基準と発表内容

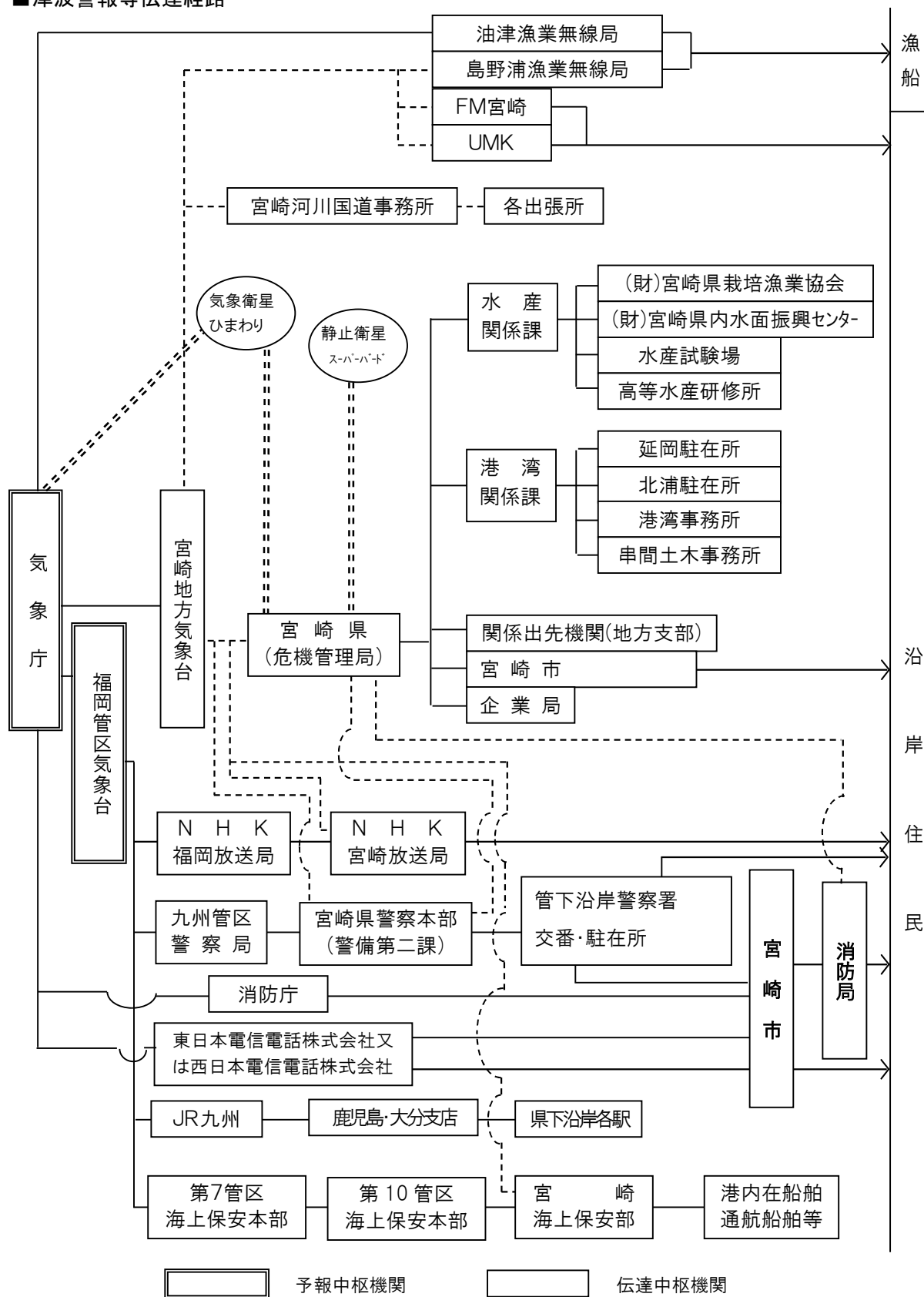
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（注）「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

（5）津波警報等伝達経路

津波の警報・注意報は、危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないため、関係機関は次の津波警報等・津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

■津波警報等伝達経路



2. 津波情報の収集・伝達

(1) 津波情報の収集

1) 津波の監視

消防対策部は、地震発生後津波注意報又は警報の発表以前に津波が来襲する場合に備え、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき等には、安全が確認されるまで「宮崎市消防計画」（消防機関の行う津波への初動体制について）に基づき、消防団と協力して安全な場所で津波の監視を行う。

このとき、何らかの異常が認められた場合は、無線等で本部に連絡する。

なお、津波警報が発表された場合は、海岸部からすみやかに避難する。

2) 報道機関からの収集

情報分析班は、地震が発生した後、テレビ・ラジオ放送を聴取して、情報の収集に努める。

(2) 津波情報の伝達

広報班及び本部総括班は、津波警報等について次の措置を講じる。

■情報の伝達先・内容

- 気象庁から津波警報等が発表された場合、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示の措置を行う。
- 防災行政無線等を活用してその区域内の居住者、公私の団体（以下、「居住者等」という。）及びその区域内に一時滞在する観光客、釣り客、ドライバー等（以下、「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。
- 予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等に、退避等のとるべき措置等を伝達する。

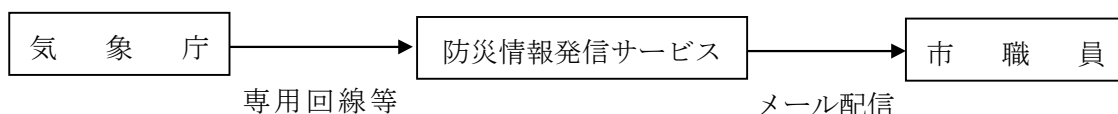
■病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する関係施設への対応

- 津波警報等の情報を受信した場合、不特定かつ多数の者が出入する施設の患者、観客、顧客、宿泊者その他の者（以下、「顧客等」という。）に対し、津波警報等の内容を広報し、避難指示の措置を行う。
- 顧客等が適切な避難行動が行えるよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。

1) 防災情報発信サービスによる伝達

地震・津波情報は、防災情報発信サービスを利用し、市職員及び関係機関に自動的に伝達する。

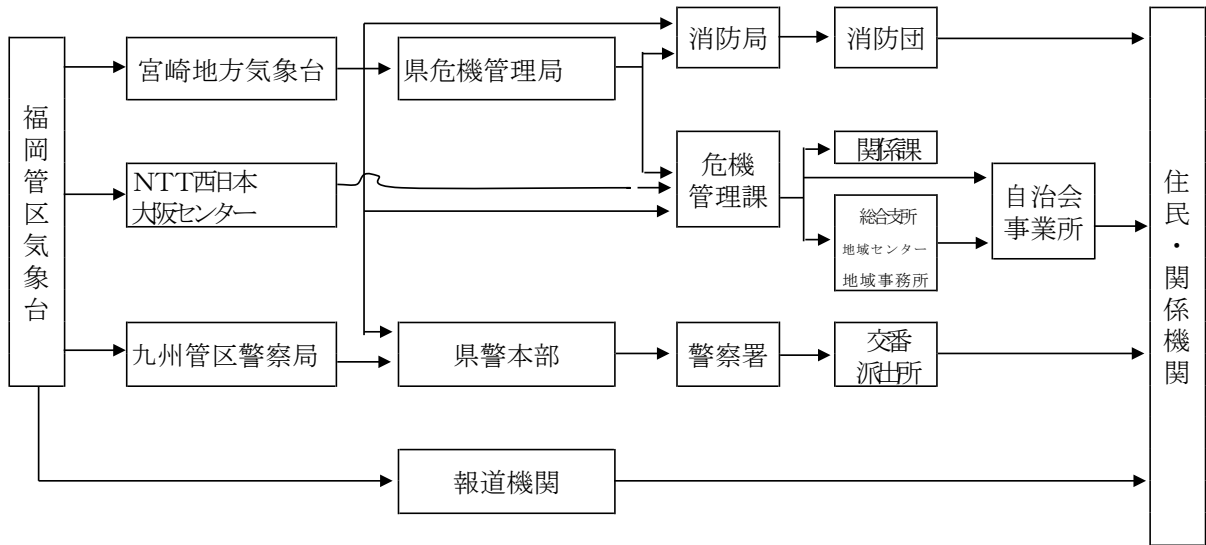
■職員参集の伝達経路



2) 有線による伝達

地震・津波情報は、衛星通信による伝達以外に、次の経路にて市職員、関係機関、住民に伝達する。

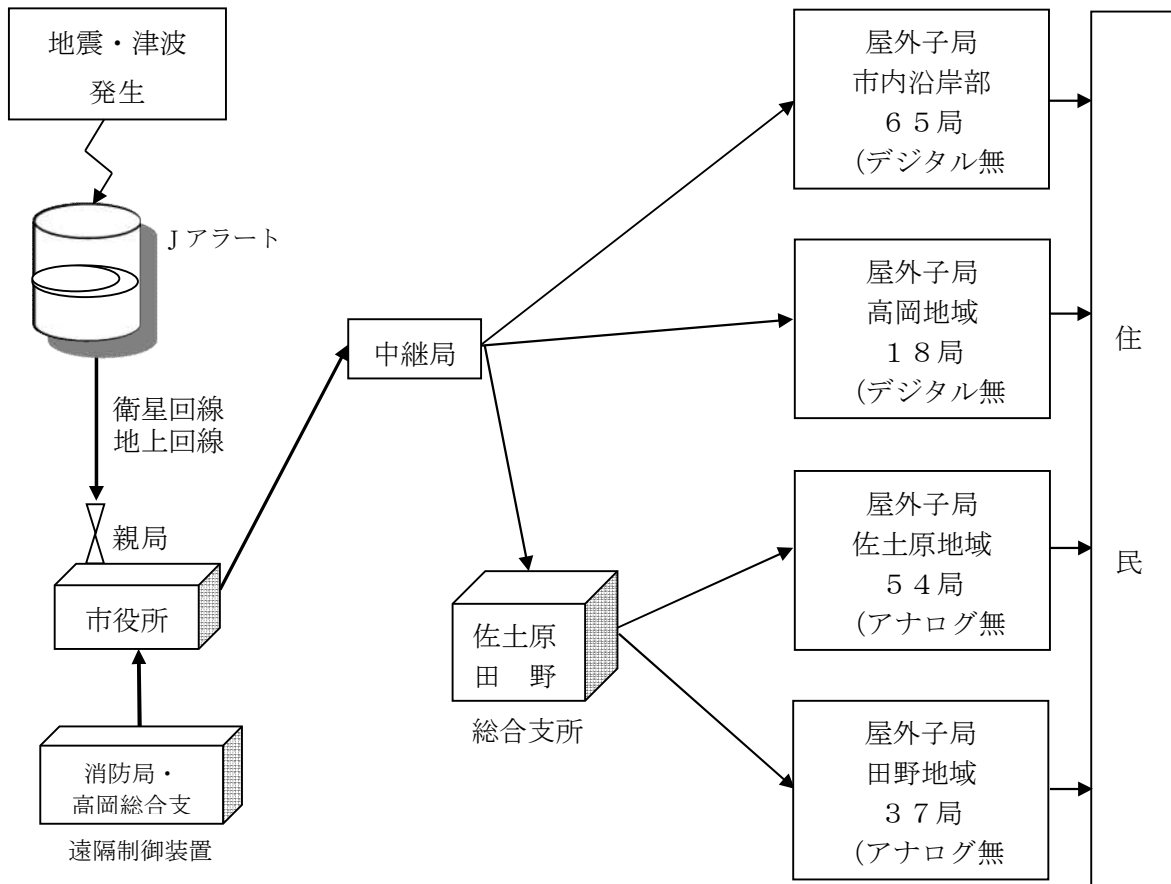
■有線による情報伝達経路

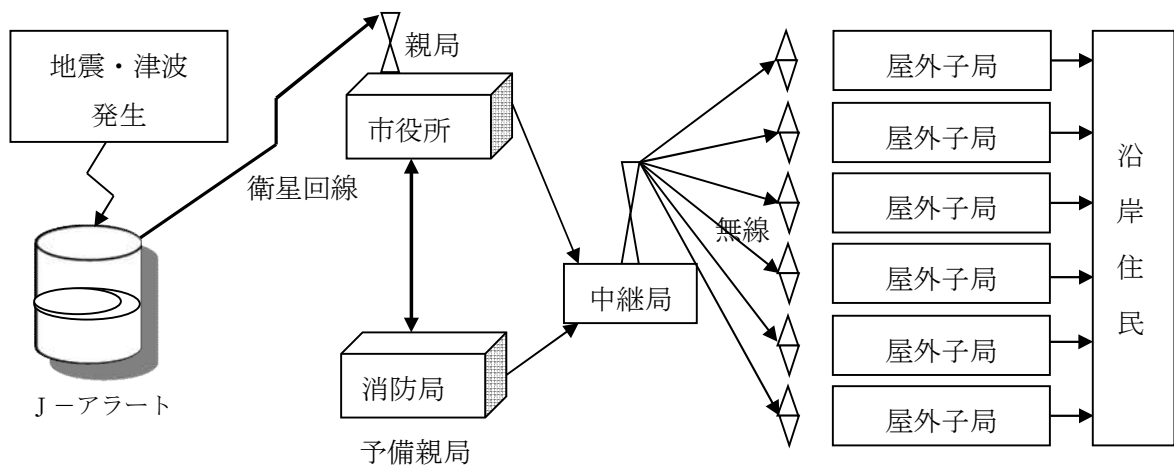


3) 宮崎市防災行政無線による伝達

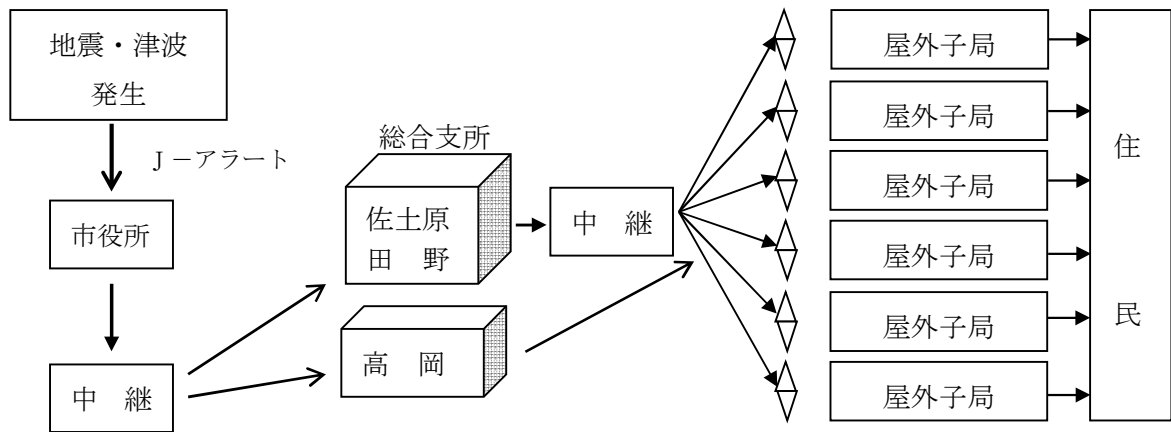
大きな揺れの地震を感じた場合は、海岸線付近の住民等に対し、宮崎市同報系防災行政無線システム（Jーアラート連動）により津波情報や避難避難指示を電子サイレンと音声により即時伝達する。

■宮崎市同報系防災行政無線による伝達経路





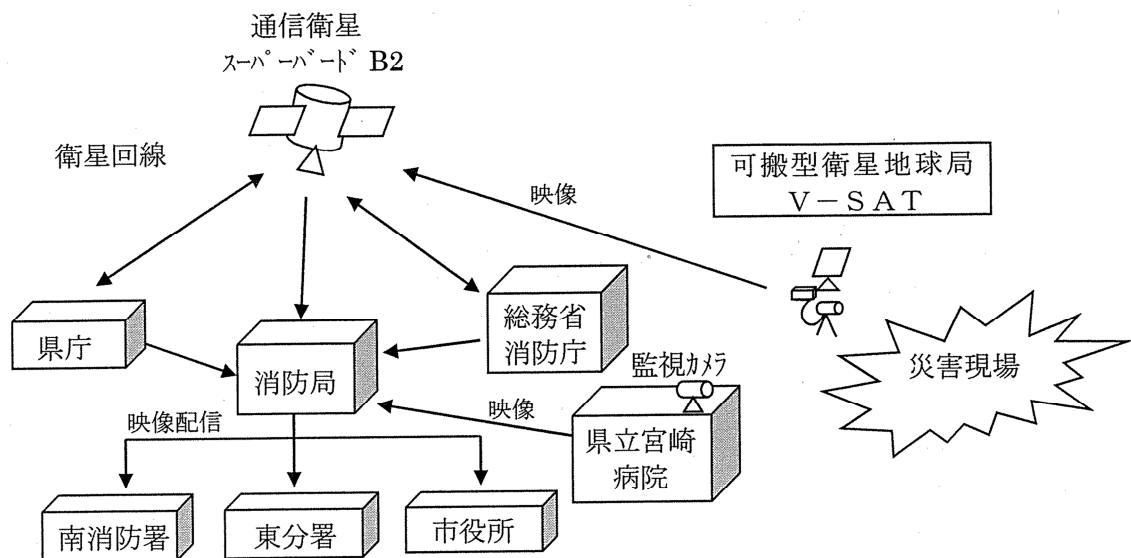
■宮崎市同報系防災行政無線による伝達経路（佐土原・田野・高岡町域）



4) 画像伝送システムによる伝達

有線回線・衛星通信による消防庁及び他都市等への応援要請の他に、映像を送信し被害状況を伝達する。

■宮崎市画像伝送システム映像送信経路



3. 職員参集時の災害情報の収集・報告

本部に参集する職員は、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集途中の状況を所属する班単位に宮崎市防災情報共有システムにまとめ、情報分析班又は本部総務班に報告する。

ただし、緊急を要する情報は、直接、本部総括班に報告する。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】地震被害概況報告書

第2項 被害状況の調査・伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第2項被害状況の調査・伝達】を参照する。

第3項 被害情報の報告

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第3項被害情報の報告】を参照する。

第4項 通信手段の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第4節 第4項通信手段の確保】を参照する。

第4節 災害広報活動

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 住民に対する広報活動	☐ 本部総務班 ☐ 広報班
第2項 報道機関に対する広報要請	☐ 本部総務班 ☐ 広報班

第1項 住民に対する広報活動

本項目については【風水害対策編 第3章 第5節 第1項住民に対する広報活動】、【地震災害対策編 第3章 第3節 第1項住民に対する広報活動】を参照する。

第2項 報道機関に対する広報要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第5節 第2項報道機関に対する広報要請】を参照する。

第5節 応援要請・受入れ

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	☐ 本部総括班
第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	☐ 本部総括班
第3項 他市町村への応援の実施	☐ 本部総括班
第4項 協定に基づく応援派遣要請	☐ 本部総括班
第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	☐ 本部総括班
第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部
第7項 緊急消防援助隊等の応援要請	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部

第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第1項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保】を参照する。

第2項 県・県内市町村間の応援要請・受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第2項県・県内市町村間等の応援要請・受入れ】を参照する。

第3項 他市町村への応援の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第3項他市町村への応援の実施】を参照する。

第4項 協定に基づく応援派遣要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第4項協定に基づく応援派遣要請】を参照する。

第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請】を参照する。

第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第6項防災救急ヘリコプターの応援要請】を参照する。

第7項 緊急消防援助隊等の応援要請

本項目については【風水害対策編 第3章 第6節 第7項緊急消防援助隊等の応援要請】を参照する。

第6節 避難収容活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 避難に関する情報の伝達	□本部総括班 □消防対策部 □本部避難対策班 □広報班 □支部（総合支所）地域市民福祉班 □支部（地域センター）支部総務班 □支部（地域事務所）地域班
第2項 警戒区域の設定	□本部総括班 □消防対策部
第3項 避難誘導の実施	□本部避難対策班 □消防対策部 □輸送班 □管財班
第4項 指定避難所の開設・運営	□本部避難対策班 □広報班 □施設管理者 □支部（総合支所）地域市民福祉班 □支部（地域センター）避難対策班 □支部（地域事務所）地域班 □要配慮者支援班
第5項 要配慮者への配慮	□本部避難対策班 □福祉対策部 □子ども未来対策部 □要配慮者支援班 □地域保健班 □健康支援班 □子ども家庭支援班 □親子保健班 □消防対策部 □支部（総合支所）地域市民福祉班 □支部（地域センター）避難対策班 □支部（地域事務所）地域班 □秘書班 □輸送班 □国際政策班 □施設管理者

第1項 避難に関する情報の伝達

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第1項避難に関する情報の伝達】、【地震災害対策編 第3章 第5節 第1項避難に関する情報の伝達】を参照する。

ただし、津波災害を考慮し、避難指示の基準は次のとおりとする。

■津波の場合の発令基準

区分	判断基準	伝達内容
避難指示	○大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ○その他人命保護上、避難を要すると認められるとき	○発令者 ○避難すべき理由 ○危険地域 ○指定避難所 ○必要に応じて避難経路 ○避難後の当局の指示連絡等 ○その他事項

第2項 警戒区域の設定

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第2項警戒区域の設定】を参照する。

第3項 避難誘導の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第3項避難誘導の実施】を参照する。
ただし、津波災害を考慮し、次の対策等を講じる。

■海浜部における避難の方法

- 津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。
- 津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。

■観光客等の避難誘導等

- 船舶、列車等の乗客や駅、港湾に滞在する観光客・通行者等には、津波警報等の内容を広報し、避難誘導等、避難指示の措置を行う。
- 特に、観光客等への伝達を徹底するとともに、観光施設の管理者、県土木事務所及び警察等との連携を密にし、当該地域からの退去、地域への立ち入り制限等を実施する。

第4項 指定避難所の開設・運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第4項指定避難所の開設・運営】を参照する。

第5項 要配慮者への配慮

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第5項要配慮者への配慮】を参照する。

第7節 救助・救急及び消火活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 救助・救急活動	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部 ☐ 保健医療班 ☐ 各班
第2項 消防計画	☐ 消防対策部 ☐ 本部総括班

第1項 救助・救急活動

本項目については【風水害対策編 第3章 第8節 第1項救助・救急活動】、【地震災害対策編 第3章 第6節 第1項救助・救急活動】を参照する。

第2項 消防計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第8節 第2項消防計画】、【地震災害対策編 第3章 第6節 第2項消防計画】を参照する。

第8節 医療救護活動

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 医療情報の確保	☐ 福祉総務班 ☐ 保健医療班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 保健衛生班 ☐ 本部総括班 ☐ 親子保健班
第2項 医療体制	☐ 保健医療班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 保健衛生班 ☐ 消防対策部
第3項 搬送体制の確保	☐ 本部総括班 ☐ 情報分析班 ☐ 福祉総務班 ☐ 保健医療班
第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	☐ 保健医療班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 保健衛生班 ☐ 消防対策部

第1項 医療情報の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第1項医療情報の確保】を参照する。

第2項 医療体制

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第2項医療体制】を参照する。

第3項 搬送体制の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第3項搬送体制の確保】を参照する。

第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第9節 第4項集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策】を参照する。

第9節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 交通規制の実施	☐ 道路維持班
第2項 緊急輸送道路の確保	☐ 道路維持班
第3項 緊急輸送	☐ 各班
第4項 車両等の確保	☐ 輸送班
第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部 ☐ 輸送班 ☐ スポーツランド推進班
第6項 鉄道輸送	☐ 輸送班 ☐ 総合政策班
第7項 海上輸送	☐ 本部総括班 ☐ 輸送班 ☐ 森林水産班 ☐ 総合政策班

第1項 交通規制の実施

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第1項交通規制の実施】を参照する。

第2項 緊急輸送道路の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第2項緊急輸送道路の確保】を参照する。

第3項 緊急輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第3項緊急輸送】を参照する。

第4項 車両等の確保

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第4項車両等の確保】を参照する。

第5項 航空輸送・ヘリポートの開設

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第5項航空輸送・ヘリポートの開設】を参照する。

第6項 鉄道輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第6項鉄道輸送】を参照する。

第7項 海上輸送

本項目については【風水害対策編 第3章 第10節 第7項海上輸送】を参照する。

第10節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 食糧供給計画	☐ 本部避難対策班 ☐ 本部総括班 ☐ 市民班 ☐ 市場班 ☐ 輸送班 ☐ 保健給食班
第2項 給水計画	☐ 上下水道対策部 ☐ 広報班 ☐ 情報分析班 ☐ 環境指導班 ☐ 本部総括班
第3項 生活必需品等供給対策	☐ 本部総括班 ☐ 本部避難対策班 ☐ 輸送班

第1項 食糧供給計画

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第1項食糧供給計画】を参照する。

第2項 給水計画

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第2項給水計画】を参照する。

第3項 生活必需品等供給対策

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第3項生活必需品等供給対策】を参照する。

第11節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 防疫・保健衛生対策	☐ 本部総括班 ☐ 環境政策班 ☐ 防疫班 ☐ 地域保健班 ☐ 健康支援班 ☐ 保健衛生班 ☐ 上下水道対策部
第2項 衛生対策	☐ 本部総括班 ☐ 保健衛生班
第3項 被災動物対策	☐ 保健衛生班
第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	☐ 本部総括班 ☐ 環境施設班 ☐ 環境政策班 ☐ 環境業務班 ☐ 上下水道対策部
第5項 障害物除去対策	☐ 本部総括班 ☐ 公共建築班 ☐ 土木班 ☐ 道路維持班 ☐ 上下水道対策部 ☐ 支部（総合支所）農林建設班 ☐ 環境対策部
第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	☐ 環境指導班 ☐ 建築行政班

第1項 防疫・保健衛生対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第1項防疫・保健衛生対策】を参照する。

第2項 衛生対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第2項衛生対策】を参照する。

第3項 被災動物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第3項被災動物対策】を参照する。

第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第4項し尿、ごみ、がれきの処理対策】、
【地震災害対策編 第3章 第10節 第4項し尿、ごみ、がれきの処理対策】を参照する。

第5項 障害物除去対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第5項障害物除去対策】を参照する。

第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第12節 第6項被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策】を参照する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 行方不明者の搜索	☐ 本部総括班 ☐ 消防対策部 ☐ 市民班 ☐ 支部（総合支所）地域市民福祉班 ☐ 支部（地域センター）支部総務班 ☐ 地域コミュニティー班 ☐ 支部（地域事務所）地域班 ☐ 環境対策部班
第2項 遺体収容所の開設と運営	☐ 環境政策班 ☐ 福祉対策部
第3項 遺体の火葬・埋葬	☐ 環境政策班 ☐ 本部総括班 ☐ 市民班

第1項 行方不明者の搜索

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第1項行方不明者の搜索】を参照する。

第2項 遺体収容所の開設と運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第2項遺体収容所の開設と運営】を参照する。

第3項 遺体の火葬・埋葬

本項目については【風水害対策編 第3章 第13節 第3項遺体の火葬・埋葬】を参照する。

第13節 応急住宅対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災建築物等の危険度判定	☐ 建築行政班 ☐ 開発審査班
第2項 住宅の応急修理	☐ 本部総括班 ☐ 公共建築班 ☐ 福祉対策部
第3項 公的住宅等の空き家の活用	☐ 住宅班
第4項 応急仮設住宅の供与	☐ 本部総括班 ☐ 住宅班 ☐ 公共建築班 ☐ 福祉対策部 ☐ 地域コミュニティ班
第5項 広域避難及び広域一時滞在	☐ 本部総括班

第1項 被災建築物等の危険度判定

本項目については【地震災害対策編 第3章 第12節 第1項被災建築物等の危険度判定】を参照する。

第2項 住宅の応急修理

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第2項住宅の応急修理】を参照する。

第3項 公的住宅等の空き家の活用

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第4項公的住宅等の空き家の活用】を参照する。

第4項 応急仮設住宅の供与

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第3項応急仮設住宅の供与】を参照する。

第5項 広域避難及び広域一時滞在

本項目については【風水害対策編 第3章 第14節 第5項広域避難及び広域一時滞在】を参照する。

第14節 社会秩序の維持

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 公安警備計画	☐ 本部総括班 ☐ 警察署
第2項 帰宅困難者対策	☐ 本部総務班 ☐ 広報班

第1項 公安警備計画

本項目については【風水害対策編 第3章 第15節 第1項公安警備計画】を参照する。

第2項 帰宅困難者対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第15節 第2項帰宅困難者対策】を参照する。

第15節 被災者のニーズ把握と情報提供

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	☐ 本部総括班 ☐ 福祉対策部 ☐ 子ども未来対策部 ☐ 広報班 ☐ 健康管理対策部 ☐ 秘書班 ☐ 国際政策班 ☐ 各支部
第2項 相談窓口の設置	☐ 本部総括班 ☐ 各支部 ☐ 各班
第3項 安否情報の収集・提供	☐ 本部総務班 ☐ 環境政策班 ☐ 市民班 ☐ 各支部

第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第1項被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供】を参照する。

第2項 相談窓口の設置

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第2項相談窓口の設置】を参照する。

第3項 安否情報の収集・提供

本項目については【風水害対策編 第3章 第16節 第3項安否情報の収集・提供】を参照する。

第16節 自発的支援の受入れ

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 ボランティア活動の受入れ	☐ 本部総括班 ☐ 文化・市民活動班 ☐ 地域コミュニティ班 ☐ 福祉総務班 ☐ 生涯学習班 ☐ 支部（総合支所）地域市民福祉班 ☐ 支部（地域センター）支部総務班 ☐ 支部（地域事務所）地域班
第2項 義援物資・義援金の受入れ	☐ 財政班

第1項 ボランティア活動の受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第17節 第1項ボランティア活動の受入れ】を参照する。

第2項 義援物資・義援金の受入れ

本項目については【風水害対策編 第3章 第17節 第2項義援物資・義援金の受入れ】を参照する。

第17節 公共施設等の応急復旧活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 道路・橋梁	☐ 土木班 ☐ 道路維持班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第2項 河川・内排水施設	☐ 土木班 ☐ 消防対策部 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第3項 その他の公共施設	☐ 本部総括班 ☐ 施設管理者
第4項 二次災害の防止	☐ 建築行政班 ☐ 各班 ☐ 施設管理者

第1項 道路・橋梁

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第1項道路・橋梁】を参照する。

第2項 河川・内排水施設

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第2項河川・内排水施設】を参照する。

第3項 その他の公共施設

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第3項その他の公共施設】を参照する。

第4項 二次災害の防止

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節 第4項二次災害の防止】を参照する。

第18節 ライフライン施設の応急復旧活動

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 上水道施設災害対策	☐ 上下水道対策部
第2項 下水道施設災害対策	☐ 上下水道対策部
第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策	☐ 宮崎ガス(株) ☐ 九州電力(株) ☐ 九州電力送配電(株) ☐ 西日本電信電話(株)

第1項 上水道施設災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第1項上水道施設災害対策】を参照する。

第2項 下水道施設災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第2項下水道施設災害対策】、【地震災害対策編 第3章 第17節 第2項下水道施設災害対策】を参照する。

第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第19節 第3項ガス、電力、通信施設の災害対策】を参照する。

第19節 文教対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 応急教育	☐ 教委企画総務班 ☐ 学校教育班 ☐ 保健給食班 ☐ 学校施設班
第2項 応急保育	☐ 保育幼稚園班
第3項 文化財応急対策	☐ 文化財班

第1項 応急教育

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第1項応急教育】を参照する。

第2項 応急保育

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第2項応急保育】を参照する。

第3項 文化財応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第20節 第3項文化財応急対策】を参照する。

第20節 農林水産災害応急対策

〔施策の体系・担当部班〕

施策	担当部・班
第1項 事前及び事後対策	☐ 農政企画班 ☐ 農業振興班 ☐ 森林水産班 ☐ 農村整備班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第2項 農業用施設等応急対策	☐ 農政企画班 ☐ 農業振興班 ☐ 森林水産班 ☐ 農村整備班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第3項 農産物対策	☐ 農政企画班 ☐ 農業振興班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第4項 畜産対策	☐ 農政企画班 ☐ 農業振興班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第5項 林産物対策	☐ 農政企画班 ☐ 森林水産班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班
第6項 水産対策	☐ 農政企画班 ☐ 森林水産班 ☐ 支部（総合支所）農林建設班

第1項 事前及び事後対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第1項事前及び事後対策】を参照する。

第2項 農業用施設等応急対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第2項農業用施設等応急対策】を参照する。

第3項 農産物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第3項農産物対策】を参照する。

第4項 畜産対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第4項畜産対策】を参照する。

第5項 林産物対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第5項林産物対策】を参照する。

第6項 水産対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第22節 第6項水産対策】を参照する。

第21節 災害救助法の適用

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害救助法の適用	☐ 本部総務班 ☐ 福祉総務班
第2項 減失世帯の算定	☐ 福祉総務班 ☐ 建築行政班
第3項 災害救助法の適用手続き	☐ 福祉総務班
第4項 災害救助法による救助の内容等	☐ 各班
第5項 救助業務の実施者	☐ 各班

第1項 災害救助法の適用

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第1項災害救助法の適用】を参照する。

第2項 減失世帯の算定

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第2項減失世帯の算定】を参照する。

第3項 災害救助法の適用手続き

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第3項災害救助法の適用手続き】を参照する。

第4項 災害救助法による救助の内容等

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第4項災害救助法による救助の内容等】を参照する。

第5項 救助業務の実施者

本項目については【風水害対策編 第3章 第23節 第5項救助業務の実施者】を参照する。